

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の管理職手当の支給を受ける職及びその額を定める規則

平成7年3月30日

規則第4号

改正 平成10年4月規則第2号

同 12年3月 同 第3号

同 13年3月 同 第2号

同 14年3月 同 第2号

同 16年3月 同 第2号

同 17年5月 同 第1号

同 19年4月 同 第2号

同 28年4月 同 第1号

令和3年11月 同 第1号

同 5年4月 同 第4号

(管理職手当の支給を受ける職員の職)

第1条 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の給与に関する条例(昭和45年条例第9号)において準用する三条市職員の給与に関する条例(平成17年三条市条例第47号。以下「条例」という。)第5条第1項の規則で定める職は、寮長及び次長の職とする。

(管理職手当)

第2条 別表に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の職に応じ、同表の管理職手当額欄に定める額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成20年条例第2号)において準用する三条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年三条市条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条に規定する短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤

務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(その他)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(管理職手当の支給割合の特例措置)

2 平成13年4月から平成17年3月までの間における職員の管理職手当の支給割合は、第2条の表の支給割合にかかわらず、「100分の10」とあるのは「100分の7」と、「100分の9」とあるのは「100分の6.3」とする。

附 則 (平成10年4月規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の管理職手当の支給を受ける職及びその額を定める規則は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月規則第1号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第1号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成20年規則第1号）において準用する三条市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の管理職手当の支給を受ける職及びその額を定める規則（以下「改正後規則」という。）別表の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後規則第2条の規定を適用する。

別表（第2条関係）

職	管理職手当額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の場合	定年前再任用短時間勤務職員の場合
寮長	41,100 円	32,100 円
次長	31,000 円	22,900 円